

令和6年1月23日
福島県土木部技術管理課

お知らせ

受注業者の皆様へ

日頃から当県の建設行政の推進に御協力いただき、誠に感謝申し上げます。

福島県土木部の発注または受託する公共工事の品質確保については、発注者においては地方自治法に基づく必要な監督を実施することとしており、また、受注業者においては工事請負契約約款に基づき共通仕様書等において規定する出来形や品質等を確保することとしているところです。

つきましては、下記に留意のうえ、引き続き、働き方改革の実現や生産性の向上に取り組むながら、適切な施工管理を徹底願います。

記

1 共通仕様書等の遵守

- ・仕様書等において定められた出来形管理や品質管理等を徹底すること。
- ・情報共有システム等を活用して、必要な段階確認を実施すること。

(事務担当 基準管理担当 024-521-7461)